

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年2月5日(水)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

3番	山本喜八郎
4番	中西義晴
5番	吉川敏彦
6番	上田幸子
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	小寺均
10番	西村裕
11番	南和弘
12番	(欠員)
13番	林勉
14番	田口洋輔
15番	曾束竹司
17番	内田孝司
18番	小森保豊
19番	茨木清
20番	林吉一

4. 遅刻委員 1番 藪内義成

5. 欠席委員 2番 村田正己
16番 南秀和

6. 会議録署名委員 4 番 中 西 義 晴
 5 番 吉 川 敏 彦

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

8. 議 事

決議案第 1 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 2 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定）
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（農地中間管理権）
議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権転貸）
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出について（4 条届出）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時間になりましたので、令和2年第2回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、南秀和委員、村田正己委員より欠席のご連絡をいただいております。藪内委員からは少し遅れて参加をするというご連絡が入っておりますので、ご報告させていただきます。現時点で本日の出席委員は、農業委員が13名中11名、農地利用最適化推進委員6名中5名ということで、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる1月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

5番 吉川委員

6番 上田委員

7番 田中会長

17番 内田孝司委員

18番 小森委員

19番 茨木委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 1件
- 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) 1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について
(利用権設定) 1件

(会長)

- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（農地中間管理権） 1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権転貸） 1件
- 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について（4条届出） 1件

それではまず議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。4番の中西委員、5番の吉川委員、よろしくお願いをいたします。

それでは、資料に基づきまして議事のほうを進めてまいりたいと思います。決議案第1号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、決議案第1号の案件につきましては、議案書1ページをご覧ください。こちらの案件につきましては、昨年、農業委員会の委員さんによる不祥事等が相次ぎまして、全国農業会議所から各農業委員会でこのような法令遵守の申し合わせ決議をしていこうというような通知がきておる次第でございます。そのことにつきまして、先月、3月の全員協議会にてご説明を申し上げまして、そこで示させていただきました決議案のとおりですね、こちらの決議案として提出をさせていただいております。1ページ目、下にございますように、提案理由といたしましては、農業委員会の法令遵守と綱紀保持の徹底を図るため、決議するものである、ということでございます。議案書2ページをご覧ください。こちらが決議の本文となっておりますので、読み上げさせていただきます。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地

(事務局)

制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。このような内容で決議することにつきまして、審議をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

ただ今、事務局のほうから説明がございました。決議案第1号について、何かご意見ご質問はございますか。

(藪内委員 午後1時37分 入室)

(会長)

よろしいですか。特にございませんか。書いている内容はあたりまえの内容なんですけど、特にどうこうということは無いように思いますが、よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。決議案第1号のとおり決議することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、決議案第1号のとおり決議することといたします。

(会長)

続きまして、議案第1号に入りたいと思います。農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、現地調査報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号4の該当地については、特に問題がないものと思われま。

(会長)

それでは議案第1号受付番号4について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号4につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

なお、農地の所有権につきましては、法人の場合農地所有適格法人でなければ取得できないということになっております。この度、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかの事前審査を併せて実施していただいております。

内容につきましては、議案書4ページ、農地所有適格法人の要件確認書をご覧ください。こちらにつきまして、補足の説明をさせていただきます。皆さまのお手元にお配りしておりますカラー刷りの資料Aという説明書類をご覧ください。この法人につきましては、先月も同様に所有権の取得の案件がございまして、この要件書に書いてある内容自体は、ここの経営面積が変わったぐらいで、他のところについては特に変更点はございません。農地所有適格法人の要件といいますが4つありまして、こちらの資料Aにござい

(事務局)

ますとおり、法人形態要件、議決権要件、事業要件、役員（経営責任者）要件と、この4つを満たしている必要があるというものでございます。法人形態要件といたしましては、下記のいずれか、下線部を書かせていただいておりますとおり、1から5の株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農業組合法人のいずれかでなければならないとなっております。よくある株式会社でありますと、このかっこ書きにございますとおり、株式譲渡制限会社（公開会社でない）に限るということです。ですので、株式を他人に譲り渡す際に、簡単に譲り渡せないような会社である必要があるということでございます。

（内田裕夫委員 午後1時41分 退席）

(事務局)

今回の●●●●●●●●●●につきましては、法人形態は議案書4ページにございますが、株式会社（非公開会社）ということで、適というふうにさせていただいております。こちらの説明の資料で次に、議決権要件がございます。議決権要件につきましては、株式会社の場合は株主さんの要件でございます。下のところにありますとおり、農業関係者が総議決権の2分の1を超えてないといけないというふうになっております。農業関係者というのが、農地の権利を提供した個人、例えばその法人に農地を貸したりした人ですね、であったりとか、その法人に勤めてはって、その法人の農業の常時従事者である人とか、そういった方が農業関係者でございます。そういった方が総議決権の2分の1を超えていなければいけないということです。それ以外の、農業関係者以外、いちばん左下に書いてますが、例えば食品加工業者であったりとか種苗会社とか、他のどういった方が株を持っていても良いんですけれども、そういう一般の人が持っている株式は総議決権の2分の1未満に抑えといてく

(事務局)

ますが、その役員または重要な使用人のうち1人以上が原則年間60日以上農作業に従事するということとでございます。マル1とマル2の違いが、農業と農作業になっておりまして、農業のほうは例えば帳面をつけるとか、そんなんでも含まれると。農作業というのは、実際に農地に出て、というふうな違いがあるということとでございます。今回の●●●●●●●●●●につきましては、議案書4ページの右下にございますとおり、農業、農作業従事の状況でございます。理事等の総数、取締役の数は1人でございます。この1人が、農業に常時従事しておりまして、また、かつ、農作業にも常時従事しているということで、1人、1人、1人というふうな記載になっておりまして、要件の適否のところは適というふうに書かせていただいておりますところとでございます。

農地所有適格法人の説明は以上でございます。続いて議案書5ページをご覧ください。5ページにつきましては、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書でございます。こちらにもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(内田裕夫委員 午後1時46分 入室)

(会長)

ただ今、事務局から説明がございました。それではここで、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員のほうから、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

受付番号4の譲受人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、議決権、理事等のすべての要件について、満たしているものと思われま

- (会長) ただ今、調査員さんのほうから報告がございました。議案第1号受付番号4について、何かご意見ご質問はございませんか。
- (●●●委員) はい。
- (会長) はい、●●●委員。
- (●●●委員) ちょっと聞きたいんですけども、今、3ページの下側に書いてる従事者4人と書いてますね。これ、540日作業日数あって。そうやのに、この今の法人の説明では1人で書いてんねんけど、これ、合わへんのやけど、数字が。
- (事務局) はい、こちらですね、3ページ右下備考欄に書かせていただいています従事者4人というのは、こちらのほうは役員だけではなくてですね、雇用しておる従業員の者も含めて4人となっております。
- (●●●委員) 農作業日数が540日って書いてあるねんけども、どうですか、それは。
- (事務局) 4人の内訳でございますかね。
- (●●●委員) 4人の内訳じゃなくて、これ従事者が1人やのに、ここに540日、農作業日数。
- (事務局) この議案書の書き方といたしまして、従事者4人をすべて足し算して540日というふうなかたちとなっております。農作業の日数といたしましては。
- (●●●委員) ほんなら4ページの農作業を常時やってる人、構成員、1人で書いてあんなんけど。

(●●委員) んやと、従事者。それは提供されてるんですか。実際、居るか居やんかということですよ。

(事務局) 従事者につきましては、3名雇っておられることになっておりまして、1人の方が270日見込みです。で、もう1人の方が100日見込み、もう1人の方が100日見込みということで、雇用で470日を見込んでおられます。で、ご本人さんが70日の農作業だというふうに申告いただいておりますので、合計で540となっておりますのでございます。

(●●委員) そしたら去年から。これ、この法人設立はいつですねんやろ。

(事務局) 法人設立自体は、こちらの。

(●●委員) 去年の50万、あれはどうなん。この法人で売上げた売上ですか。

(事務局) 50万円の売上というのは、この法人で売上げた。

(●●委員) ということは、去年からこの法人はあったわけやね。

(事務局) こちらの4ページにございますとおりですね、この法人自体は平成30年の6月、売上高というところにございます農業のところにございまして、前回報告6月、この辺からありまして、法人自体はあったんですけども、売上がないというような状況でございまして。

(●●委員) そしたら、その、今270日か何か言うてたね、従業員が4人で。そんなもんで雇用できたあんの。どうしたはったんやろ、それ。4人も使ってて、年間50

(●●委員) 万かなんぼで。

(事務局) この平成30年の時につきましては、まだ準備の段階でございまして、雇用はなされていないというふうなかたちやったと思います。この度、ハウスの建築を夏にされまして、そこから、従業員を増やさないといけないということで2名追加されているはずなんです。もともと1名の雇用、平成30年の時から雇用がなされておりまして、その方に色々準備をしていただいていたというふうにかがっております。

(●●●委員) 今のね、これ●●●かなんやの会社なんですけど、それは農業用の、水耕栽培用のアルミの枠を試験的に作って、そのためにやっ取るもんか。どうなん、それやったらわかるんやけども。これを商売にしとるんやったら、このままやったらおかしい思ったさかいに聞いてみただけで。試験栽培みたいなかたちで、それを使って農業のために試験をやるような感じで、畑や田んぼやなくて水耕栽培をやっ取るんかなと思って、今、ちょっと聞いたかったんやけど。

(事務局) こちらで聞いておる限りでは、そちらの親会社といえますか、●●●●●さんのほうの試作品を置くとかいうことではなくて、たまたま、●●●のほうでそういうふうなかたちで、高設の砂栽培をされている会社があって、そこで成功されている例を知らはりました、うちでもできひんかということで手を付けられたというふうなかたちで聞いております。

(●●委員) そういうふうに言うたはるんやったらしゃあないけどな。

(会長) おふたりの委員、よろしいですか。

(●●委員) そらね、そのままやってくれはるんやったらそんでええやろうけどね。今の話、できるだけ、だめやわ言うて、もういらんわいうことになったらえらいことやから。

(●●●委員) そうそう、それを言うてんねん。ほったらかしにされたらかなんやんか。

(●●委員) だから、ほんまに実体としてある会社なんか、今までずっと営業してる会社なんかいうことを知りたいだけで、農業として。

(事務局長) 私のほうでお聞きしているところ、もともと久御山町にある●●●●●という会社から、新たに農業分野に進出をして、農業にこれから力を入れていきたいというかたちで、今回の高床式の水耕栽培を展開されるということで、お聞きはしております。かなりの農地をすでにもう取得を始められておりまして、そちらの販売先もある一定、確保しておられるということで、今回、この法人につきまして、まだ売上高が決算で出ておりませんので0というかたちですけど、現時点で50万なりの売上が出てるということで、これから、この売上も伸ばしていきたいということでお聞きしております。

(会長) よろしいですか。

(●●●委員) 結構です。確約さえもうてあるんやったら。

(会長) よろしいですか、はい。それでは、その他に何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

それではその他、特にご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4に許可することに賛成の委員さんの挙手

(会長)

をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号4について許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予(入口)を議題といたします。

それでは、議案書2号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告をいたします。

受付番号1の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1について、何かご意見ご質問はございませんか。

今、事務局より説明を願いましたけど、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格

(会長)

者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それではまず、議案第3号受付番号5について、現地調査の報告をお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号5の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第3号受付番号5について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号5につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日1件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局から説明がございました。議案第3号受付番号5について、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号5について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、農地中間管理権と議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権転貸については、関連する内容でございますので、まとめて議題といたします。

それでは、議案第4号及び議案第5号の案件について、現地調査報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号及び議案第5号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

議案第4号受付番号2及び議案第5号受付番号2の該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号2と議案第5号受付番号2について、調査委員から報告がございました。これにつきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号2につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、地主さんから京都府農業会議に貸し付けされる案件でございます。

次に議案第5号受付番号2につきましては次のページ、議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、京都府農業会議から担い手農家に貸し付ける内容

(事務局)

となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 4 ページをご覧ください。

農地中間管理権及び利用権の転貸につきましては、本日 1 件ずつございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 2 と議案第 5 号受付番号 2 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 2 と議案第 5 号受付番号 2 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 4 号受付番号 2 及び議案第 5 号受付番号 2 については、可とすることに決定をいたします。

これで、本日の審議案件は終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは報告第 1 号受付番号 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第 1 号受付番号 1 につきましては議案書 10 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 5 ページをご覧ください。

(事務局)

本件につきましては、住宅の建築でございますけれども、令和2年1月6日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、報告の案件につきまして、事務局より説明がございました。報告第1号受付番号1につきまして、何かご意見等ございませんか。

よろしいですか。こういう対応でございますので、ひとつご承知おきを願いたいと思います。それでは、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わります。

午後2時5分 終了